

大阪地方最低賃金審議会総会

第333回本審議会議事録

1 日 時

令和元年8月21日（水） 11時00分～11時30分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第1共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）

飯島委員、衣笠委員、服部委員、深井委員、水島委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、上山委員、北畑委員、黒田委員、佐村委員

（使用者代表委員）

中野委員、平岡委員、古谷委員、丸山委員、横田委員、吉田委員

（事務局）

井上労働局長、井口労働基準部長、渡邊賃金課長、西川主任賃金指導官、小松賃金指導官、
青木賃金指導官、鎌田監督官、福谷賃金主任

4 審議事項

（1）大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出について

（2）その他

(開会 11時00分)

西川主任賃金指導官

では、ただいまから大阪地方最低賃金審議会第333回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員5名、労働者を代表する委員5名、使用者を代表する委員6名の計16名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、公益を代表する立見委員、労働者を代表する福西委員は、本日、所用のため御欠席でございます。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

服部会長

皆様、おはようございます。

それでは、議事(1)の大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出についてに入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

渡邊賃金課長

それでは、異議申出の内容につきまして、事務局から御説明いたします。

本年8月5日、令和元年度大阪府最低賃金についての答申に対する意見提出の公示を行ったところ、8月19日に、全大阪労働組合総連合を初めとする関係労働組合から大阪労働局長宛て異議申出書191件が提出されております。

また、関係使用者から、8月16日に、一般社団法人大阪タクシー協会から1件の異議申出書が大阪労働局長宛て提出されております。

異議申出書の原本は、全て公益委員の後ろのテーブルに置かせていただいております。

初めに、関係労働者から提出された異議申出について御紹介いたします。

時間の関係上、全てを御紹介できませんので、主要な事項について御紹介させていただきます。

資料1-1、全大阪労働組合総連合からの異議申立書をごらんください。主要事項としましては3点ございます。

1点目、最低賃金は月額・日額表示も行うこととし、大阪府最低賃金を時間額1,500円、日額1万2,000円、月額24万円に引き上げること。

2点目、全国一律最低賃金制度を確立し、当面、金額は時間額1,000円、日額8,000円、月額16万円とすること。

3点目、審議会、専門部会を公開で開催し、再調査と審議を行うことという内容でございます。

異議申出に至った主な理由としましては、平成30年国民生活基礎調査結果では、所得が年額100万円以上200万円未満と200万円以上300万円未満の層が最も多く、それぞれ13.7%であり、生活意識で見ても「苦しい」の割合が57.7%となっていて、働く貧困層の拡大は深刻となっている。

大阪労連は、これまでも生計費に基づく議論を重視するよう要請してきた。今回の意見陳述では、

みずからの最低賃金での生活体験に基づいた意見を主張し、8時間働けば誰もが安心して暮らせる社会を目指すには、最低賃金の抜本的な引き上げが必要だと主張した。

全大阪消費者団体連絡会は、家計の消費は縮小し続けていると主張し、貧困と格差を解消し、景気を回復させるためには、勤労者世帯の収入の増加策は欠かせず、その最も効果的な施策は最低賃金の引き上げであるとの意見書を提出した。

労働者、労働組合だけでなく、様々な団体が、貧困と格差が拡大する大阪で、ワーキングプアをなくし、貧困の連鎖を断ち切るためにも、最低賃金の大幅な引き上げが必要であることを強く求めている。答申された時間額964円では、月150時間、年間1,800時間相当働いても、月額14万4,600円、年額173万5,200円、ワーキングプアの水準とされる年収200万円には及ばない金額であり、最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の資質向上」等につながらない。

株式会社アイデムが行った調査では、昨年度の地域別最低賃金の改定により影響を受けるパート・アルバイトの割合は、神奈川に次いで2番目に大阪が高く43.9%となっており、大阪では最低賃金の引き上げが直接的に賃金の底上げにつながっている。飲食業やビル管理・警備業、販売・接客サービス業が最低賃金を最大限活用している。このように、低賃金労働者を救済するための制度が低賃金労働者を生み出す結果になっている実態に、正面から向き合うことを強く求める。

中小企業の賃上げを支援するための施策として業務改善助成金があるが、中小企業や小規模事業者にとっては大変使いにくい制度である。また、中小企業家同友会全国協議会がまとめた国への要望・提言では、雇用拡大・賃金引き上げに意欲があっても社会保険料の負担の大きさから躊躇する企業が多いと指摘されており、最低賃金の引き上げが円滑に実施できるような使いやすい具体的な支援策を拡充させ、最低賃金の引き上げに向けた経営環境整備を行うべきである。

2010年の雇用戦略対話で、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指すといった内容の政労使合意が行われている。早急に時間給1,000円に近づけるべく再調査と審議を求めると述べられております。

次に、資料1-2、大阪自治体労働組合総連合からの異議申出書には、大阪府内で働く労働者約447万人のうち非正規雇用は40.3%を占めている。世帯主として家計を支える非正規労働者もふえ、ダブルワーク、トリプルワークをしなければ生活ができない実態がある。このような中、大阪地方最低賃金審議会が答申を行った目安どおりの964円の最低賃金では、ワーキングプアの200万円にも及ばない。これでは、最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の資質向上」等にはつながらない。また、専門委員会が公開されていないため、審議内容が不透明で、答申内容に至った理由がわからない。

公務職場では、正規職員の定数削減と公共事業のアウトソーシングが進み、大阪では24自治体で非正規職員率が4割を超えている。低賃金・劣悪な処遇で働かされている実態があり、普通に働いても生活できない官製ワーキングプアを国や自治体行政みずからつくり出している。特に、保育・学童保育・介護などの福祉職場では、多くの自治体で4月1日から欠員が生じる事態となっている。

大阪地方最低賃金審議会では、これらの実態を踏まえて、普通に働いて普通に生活できる最低賃金額は幾らなのかなど、生計費に基づいた水準での審議をすべきである。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は時給1,000円を超えている。大阪の労働者の賃金の底上げ、内需拡大、地域活性化、そして住民福祉の増進のためにも、中小企業

支援策の拡充とともに、直ちに最低賃金を時給1,000円以上へ引き上げ、1,500円以上の実現を目指す審議を求めるとの意見が申し述べられています。

また、そのほかでは、生計費原則を真ん中に置いた再審議を求める。憲法で保障されている健康で文化的な最低限度の生活を営む権利に反する決定であり、再調査、審議を求める。消費税が増税になるので最低賃金をもっと上げるべきだといった申出もありましたので、あわせて御報告申し上げます。

続きまして、関係使用者からの異議申出について御紹介します。

資料1-3をごらんください。

一般社団法人大阪タクシー協会から異議申出書が提出されております。

異議申出の趣旨は、大阪府最低賃金額は平成19年度から13年連続の大幅引き上げであり、これは最低賃金法第9条に規定する「事業の賃金支払い能力」を全く無視したものである。今回の引き上げは政府の成長戦略等に基づく改定内容で、中小企業、小規模事業者の経営実態を全く顧みないものである。

賃金引き上げが実現され、経済が発展して、府民生活がより豊かになることは強く願望するものであるが、賃金引き上げは、生産性が向上し、事業の賃金支払い能力に余力が生じて初めて可能となるものである。

タクシー事業者は、中小企業、小規模事業者であり、事業は長期的に利用者が減少し、経営状況はますます厳しくなっている中、最低賃金の大幅な改定について事業者に与える影響は計り知れない。

タクシー業界では、改正タクシー適正化・活性化特措法により、さらなる労働条件改善に努力をしており、大幅な最低賃金の改定は、法の目的である労働条件改善の取り組みにおける影響がますます大きくなると危惧する。このため、答申された大幅な最低賃金の改定については再考をお願いするというものです。

関係使用者から出された異議申出は以上でございます。

最後に、異議申出とあわせて提出された要請署名につきまして、御説明させていただきます。

大阪地方最低賃金審議会会長及び大阪労働局長宛て335筆の個人署名が提出されております。これは第329回、331回総会で「全国一律最低賃金制度の創設と、時間額1500円を求める要請」として全大阪労働組合総連合・全国労働組合総連合取り扱いの団体及び個人署名の提出でありましたことを御紹介いたしました。これに引き続き提出されたものでございます。

署名の原本は、先ほどの異議申出書と同様に公益委員の後ろのテーブルに置いております。

以上でございます。

したがいまして、ただいまから、これらの異議申出書の取り扱いについて諮問を行います。

会長、局長、中央へお願いいたします。

(局長から諮問文を会長に手交する。)

(事務局は、諮問文(写)を各委員に配付する。)

青木賃金指導官

それでは、お配りしております諮問文の写しを読み上げます。

大労発基0821第1号

令和元年8月21日

大阪府最低賃金審議会 会長 服部 良子 殿

大阪労働局長 井上 真

大阪府最低賃金の改正決定に関する大阪府最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について
(諮問)

本年8月5日付けで答申のあった大阪府最低賃金の改正決定に関する意見について、最低賃金法第11条第2項による異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

服部会長

ただいま異議申出の取り扱いについての諮問を受けましたので、審議に入ります。

本件をどのように取り扱うべきかの御意見を承りたいと存じます。

まず、労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

黒田委員

ただいま事務局から、労働者の方からの異議申出ということで御説明をいただきました。基本的な思いといたしましては、私どもと同じとするところであろうかと思えます。ただ、今回の審議につきましては、大阪府でおよそ4万人を占めます非正規で働く労働者の賃金水準や、女性パートタイム労働者に配慮した審議を行ってきたと考えております。私どもも少なくとも時給1,000円を目指すということの中での審議を進めてきたと考えており、誰もが生活できる絶対額の水準という部分につきましては、十分ではないというような認識ではおります。ただ、今回の結果としましては、過去最高の引き上げ額28円を確保し、結果としまして大阪府域で27万5,000人、影響率としては22.5%の底上げが図られたこと。さらに、審議会の中でも、昨年に引き続きまして中小企業への支援施策等々の内容も盛り込んできたということで、一定の評価をさせていただいたところでございます。

そうしたさまざまな観点から審議を進めてきて、限られた時間ということもあり、その中で、労使で一致するということはできませんでしたが、私どもとしましても一定の評価ができる内容だということで、今回、公益の方に一任をするという形になりました。異議申出がございましたけれども、今回の答申どおりでいいのではないかとこのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

服部会長

ありがとうございます。

次に、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

平岡委員

金額改定につきましては、労働者の生計費や賃金水準、通常事業の支払能力の三要素の原則に基づきまして、今、御指摘いただきましたような点を含めて、慎重に公労使で審議してきた結果だと思っておりますので、8月5日の答申どおりだと考えております。

なお、異議申し立ての御意見の中でも出ておりました中小企業等への影響につきましては、これまで以上に大きなものになってくると思われますので、生産性向上等の支援策の実効性を高めていくこと、これがこれまでに増して必要になってくるという思いを強くしております。これにつきましては、本年も答申文の附帯事項として対応策を盛り込んでいただいております。引き続き、これらの着実な実行と検証といったPDCAを回していくことが重要だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

服部会長

ありがとうございます。

それでは、次に、公益を代表する委員、いかがでしょうか。

水島委員

異議申出書につきましては拝見させていただきました。繰り返しになりますけれども、労働者側からは、大阪府内において非正規労働者が全労働者の4割を超え、世帯主として家計を支える非正規労働者も増える中で、答申した時間額964円では、月150時間働いたとしても、ワーキングプアの水準とされる年収200万円に及ばないことから、時間額1,500円以上を目指すため、時間額1,000円に近づけるよう再調査と審議を求めるとの申出がなされました。一方で、使用者側からは、大幅な最低賃金引き上げは事業の賃金支払い能力を全く無視したものであるとして、最低賃金の改定について再考を求める申出がなされております。このように承っております。

専門部会の審議におきましては、関係労使等からいただきました御意見、御要請を念頭に置きまして、パートタイム労働者、女性労働者の賃金水準引き上げに配慮し、調査・審議を行い、答申いたしました。

また、中小企業、小規模事業者の厳しい実態も踏まえ、答申文には昨年に引き続き支援策の拡充や利活用の促進など、具体的な措置を求める内容を盛り込みました。

御提出のありました異議申出書の内容も踏まえて、当初から審議してまいりましたこと、また、過去最高の賃金引き上げ額により底上げを図ることができたこと、そしてただいまの労働者側委員、使用者側委員の御意見も踏まえますと、私も本年8月5日付の答申どおり決定することが適当であると考えます。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいま、水島会長代理から、本年8月5日付答申どおり決定することが適当である旨の御意見が出されました。いかがでしょうか。ただいまの各委員からの御見解と、公益の見解というか考えとして、水島会長代理から、この答申どおりでよいという決定の旨の意見をお出しいただきました。よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

服部会長

ありがとうございます。

そういたしますと、当審議会といたしましては、先日の答申どおりの意見でよろしいという皆様からのお声を頂戴いたしました。

それでは、事務局で答申文案の準備をお願いいたします。準備ができるまで、しばらくお待ちください。

(事務局は、答申文(案)を各委員に配付する。)

服部会長

それでは、お手元に配られましたのが答申の文案でございます。事務局で読み上げをお願いいたします。

青木賃金指導官

それでは、読み上げます。

令和元年8月21日

大阪労働局長 井上 真 殿

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部 良子

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

当審議会は、本年8月21日付けをもって貴職から諮問のあった、同年8月5日付けの大阪府最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議申出について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

本年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

服部会長

ただいまの内容で御異議はございませんでしょうか。よろしいですか。

(異 議 な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、局長に答申をさせていただきます。

(会長から答申文を局長に手交する。)

服部会長

続きまして、議事(2)、その他に入ります。

事務局から何かございますか。

渡邊賃金課長

最低賃金に関する基礎調査の集計結果のウェブサイト上への公表について御説明させていただきます。

本年度実施しました最低賃金に関する基礎調査の集計結果ですが、47労働局の調査結果は、本省が実施している最低賃金に関する改定状況調査の集計結果とともに、本年10月上旬に厚生労働省ホームページ及びe-s t a tという名称の政府統計のウェブサイトに掲載予定であることを御報告させていただきます。

この公表に当たり、大阪府最低賃金専門部会においてお示しした審議資料の形式とは別の、全国統一の指定集計様式で現在集計作業中でございます。近日、委員の皆様には、公表予定の集計結果の表を郵送させていただきます。

以上でございます。

服部会長

ただいまの事務局の説明に対して、御質問はございますか。
労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

(な し)

服部会長

使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

(な し)

服部会長

公益を代表する委員、よろしいですか。

(な し)

服部会長

質問がないようでございますので、その他、事務局から何かございますか。

西川主任賃金指導官

では、今後の日程について御説明いたします。

ただいま御審議をいただきました大阪府最低賃金でございますが、今後、官報の手続を経まして、10月1日の発効の予定となっております。

一昨日から特定最低賃金7業種の審議に入っております。10月上旬をめどに、改正決定の必要性及び金額について専門部会で審議が行われる予定となっております。

専門部会において全会一致で議決された場合は、7月3日の第330回総会で御承認いただきました専門部会の審議に関する了解事項のとおり、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、専門部会の決議をもって審議会の決議となるため、審議会開催は省略となります。

一方、全会一致での議決に至らない場合は、同じく専門部会の審議に関する了解事項のとおり、審議会へ報告あるいは採決となるため、総会の開催が必要となります。総会の開催が必要となった場合には、委員へ開催通知を御案内いたすこととしております。

以上でございます。

服部会長

ただいまの事務局の御説明について、何か御質問はございませんでしょうか。

(な し)

服部会長

それでは、その他、何かございませんか。よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

それでは、以上で本日の審議は全て終了いたしました。

なお、議事録の署名につきまして、私のほか、労働者を代表する委員は黒田委員に、使用者を代表する委員は平岡委員にお願いをしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日はこれをもちまして閉会といたします。

委員の皆様、ありがとうございました。

(閉会 11時30分)